



徳島労働局発表  
平成27年 6月25日

徳島労働局労働基準部健康安全課  
課長 松岡 和人  
衛生専門官 松村 啓之  
(電話) 088-652-9164

## 職場でのメンタルヘルス対策に取り組みましょう！！

～メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割～

～12月1日からストレスチェック制度がスタートします！！～

徳島労働局（局長 飯野弘仁）では、第12次労働災害防止推進計画（計画期間：平成25年度から平成29年度までの5か年間）の重点施策の一つとして、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすること」を目標とした取組を推進しております。

この度、昨年11月に実施した各事業場のメンタルヘルス対策への取組状況を把握するためのアンケート調査結果「下記の2」を踏まえ、さらにメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を増やすために、平成27年度から平成29年度までの3か年間に各事業場及び徳島労働局・各労働基準監督署が取り組むべき事項を各年度ごとに明確化した「徳島メンタルヘルスクエア推進計画（はたらく人の笑顔プロジェクトⅡ）」（以下「推進計画」と言います。）【別添1参照】を策定しました。

特に本推進計画においては、本年12月1日から『ストレスチェック制度』【別添3参照】が施行されますので、その周知・啓発と併せて、事業場の取組について指導援助に取り組んでまいります。

### 記

#### 1 事業場が取り組む事項【詳細は別添1参照】について

- (1) 衛生委員会等での調査審議の徹底等
- (2) 事業場における実態の把握
- (3) 「心の健康づくり計画」の策定（策定・見直し・実施）
- (4) 事業場内メンタルヘルス推進担当者等の選任と活動の実施
- (5) 情報の提供と教育研修の実施
- (6) 4つのケアの実施
- (7) 業界団体等の自主的活動の促進

## 2 アンケート調査の結果について

徳島労働局は、平成26年11月25日に各事業場のメンタルヘルス対策への取組状況を把握するため、自主点検方式によるアンケート調査（調査対象事業場：231事業場、回収率：68.4%）【別添2・1参照】を実施しました。

その結果は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は54.4%と低調【別添2・2参照】であり、メンタルヘルス不調者がいる・いると思う事業場の割合は17.7%（28事業場）【別添2・4参照】となっており、約2割の事業場において、喫緊にメンタルヘルス不調者への取組が必要であることが明らかとなりました。

また、その他の項目として、

- ① 事業場のメンタルヘルス対策の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任している事業場の割合は34.2%（54事業場）【別添2・4参照】
- ② メンタルヘルスの4つのケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）のうち、いずれかを実施している事業場の割合は41.8%（66事業場）【別添2・3参照】
- ③ 「心の健康づくり計画」を策定している事業場の割合は15.8%（25事業場）【別添2・4参照】

等であり、事業場に対して必要な働き掛けを図っていく必要があることを示す結果となりました。

## 3 徳島労働局・各労働基準監督署が取り組む事項について

- (1) 各事業場のメンタルヘルス対策への取組状況の把握、ストレスチェック制度の周知・啓発を目的とした自主点検方式によるアンケート調査を実施します。
- (2) リーフレット『徳島メンタルヘルスケア推進計画（2015年12月からストレスチェックの実施が義務になります。）』【別添1】を徳島労働局ホームページに掲載し、広く周知を行います。
- (3) 上記(2)のリーフレット等を活用し、事業場の経営トップが参加する各種の会合、監督指導及び個別指導等において、メンタルヘルス対策の重要性について周知・啓発を図ります。
- (4) 徳島県における職域でのメンタルヘルス対策等を支援する中核的役割を担っている「徳島産業保健総合支援センター」等と積極的に連携を図り、平成27年12月までにストレスチェック制度【別添3参照】に関する周知・啓発活動のために、各事業者、人事労務担当者、関係団体等に対する説明会を開催します。